

## 総務委員会会議記録

総務委員会委員長 軽石義則

### 1 日時

平成29年12月7日（木曜日）

午前10時2分開会、午後1時47分散会

（休憩 午前10時40分～午前10時41分、午前10時43分～午前10時45分、  
午前11時50分～午前11時51分、午後0時6分～午後0時7分、  
午後0時8分～午後1時2分、午後1時14分～午後1時15分、  
午後1時15分～午後1時16分）

### 2 場所

第1委員会室

### 3 出席委員

軽石義則委員長、川村伸浩副委員長、田村誠委員、関根敏伸委員、佐藤ケイ子委員、  
千葉伝委員、飯澤匡委員、工藤大輔委員、樋下正信委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

柳原担当書記、千葉担当書記、橋場併任書記、佐藤併任書記、佐々木併任書記

### 6 説明のために出席した者

#### （1）秘書広報室

保秘書広報室長、上和野副室長兼首席調査監、千葉総括調査監、  
藤澤秘書課総括課長、佐々木広聴広報課総括課長

#### （2）総務部

佐藤総務部長、高橋副部長兼総務室長、石川総合防災室長、  
猪久保参事兼管財課総括課長、稲葉入札課長、八重樫放射線影響対策課長、  
佐藤人事課総括課長、小原財政課総括課長、松本法務学事課総括課長、  
横道税務課総括課長、西島防災危機管理監、山田防災消防課長、  
山崎総務事務センター所長

#### （3）政策地域部

藤田政策地域部長、佐々木理事兼科学I L C推進室長、南副部長兼政策推進室長、  
鈴木副部長兼地域振興室兼台風災害復旧復興推進室長、  
伊勢参事兼調査統計課総括課長、佐々木国際室長、小野政策監、竹澤評価課長、  
葛尾調整監、臼井市町村課総括課長、菊池情報政策課総括課長、  
菅原地域振興監、竹花県北沿岸振興課長、渡辺交通課長、

植野台風災害復旧復興推進課長

(4) 復興局

佐々木復興局長、内宮副局長、千葉副局長、熊谷復興推進課総括課長、  
和村まちづくり再生課総括課長、小原産業再生課総括課長、  
工藤生活再建課総括課長

(5) 出納局

新屋会計管理者兼出納局長、清水会計指導監

(6) 人事委員会事務局

菊池人事委員会事務局長、蛇口職員課総括課長

(7) 監査委員事務局

熊谷監査委員事務局長、千葉監査第一課総括課長

(8) 警察本部

高石警務部長、吉田参事官兼警務課長、中村参事官兼会計課長、  
津田参事官兼生活安全企画課長、大和田参事官兼交通企画課長

(9) 議会事務局

千田議会事務局次長、小倉参事官兼総務課総括課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更

(2) 請願陳情の審査

受理番号第59号 過労死ラインの残業上限や裁量労働制の拡大ではなく、健康と暮らしを守る労働時間規制と真の同一労働同一賃金の実現を求める請願

(3) 議案の審査

ア 議案第1号 平成29年度岩手県一般会計補正予算（第4号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第1款 議会費

第2款 総務費

第9款 警察費

イ 議案第53号 平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第2項 企画費

第3項 徴税費

第4項 地域振興費

第5項 選挙費

第6項 防災費

第7項 統計調査費

第9項 人事委員会費

第10項 監査委員費

第3款 民生費

第5項 災害救助費

第9款 警察費

ウ 議案第55号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

エ 議案第56号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

オ 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

カ 議案第59号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

キ 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

ク 議案第4号 企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

ケ 議案第7号 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

コ 議案第21号 和解に関し議決を求めることについて

サ 議案第52号 当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについて

(4) 請願陳情の審査

受理番号第58号 日米共同訓練の中止と米軍輸送機オスプレイの訓練参加中止を求める請願

(5) その他

次回の委員会調査について

9 議事の内容

○**軽石義則委員長** ただいまから総務委員会を開会いたします。

この際、先般の人事異動により新たに就任された方を御紹介いたします。藤田政策地域部長から、地域振興室の新任の方を御紹介願います。

○**藤田政策地域部長** それでは、政策地域部の新任職員を紹介いたします。

渡辺謙一交通課長でございます。

よろしく願いいたします。

○**軽石義則委員長** 以上で人事紹介を終わります。

この際、警務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○**高石警務部長** お許しをいただきまして、警察職員の非違事案について御報告いたします。

さきに資料を送付しお知らせしておりますとおり、去る11月2日、警察本部に勤務する警察職員を強制わいせつの容疑で逮捕いたしました。県民の安全と安心を守るべき警察の職員が強制わいせつの容疑で逮捕されたことはまことに遺憾であり、県民の皆様の信頼を大きく損ねたことを深くおわび申し上げます。

当該職員につきましては、昨日付で停職1月の懲戒処分とし、同日付で辞職を承認しております。

今回の事案を教訓として、改めて職員の綱紀肅正を図り、非違事案の絶無を期するとともに、警察諸活動の一層の推進を通じて、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。以上、御報告させていただきます。

○**軽石義則委員長** これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程は、審査の都合上、議案及び請願陳情の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、委員席の変更についてお諮りいたします。今回委員の所属会派の異動に伴い、委員席につきましては、現在御着席のとおりといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第59号過労死ラインの残業上限や裁量労働制の拡大ではなく、健康と暮らしを守る労働時間規制と真の同一労働同一賃金の実現を求める請願を議題といたします。

なお、本請願については、当総務委員会及び商工文教委員会に、それぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて、商工文教委員会との協議が必要になる可能性があることから、商工文教委員会委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので、御了承願います。

また、当委員会の付託部分は請願項目のうち3でありますので、御了承願います。

本請願について、当局の参考説明を求めます。

○**蛇口職員課総括課長** それでは、過労死ラインの残業上限や裁量労働制の拡大ではなく、健康と暮らしを守る労働時間規制と真の同一労働同一賃金の実現を求める請願の3に関し、

公務員の時間外勤務にかかる現行制度等について、便宜、お手元の資料により御説明いたします。

なお、地方公務員の労働基準監督権限につきましては、一般の地方公務員は人事委員会、知事部局等の技能労務職員、企業局、医療局などの公営企業職員は労働基準監督署が行使するとされています。

資料の1の時間外勤務の現行制度をごらん願います。(1)の民間企業の従業員につきましては、労働基準法第36条第1項による時間外労働、休日労働に関する労働組合との書面による協定、いわゆる36協定を締結し、それに基づき時間外勤務を命ずることができることとされているところであり、労働時間の延長の限度等に関する基準は、月45時間、1年間では360時間とされております。これにつきましては、ことし9月に厚生労働省が労働政策審議会に働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱を諮問し、厚生労働大臣におおむね妥当とする答申が行われたところであり、現在労働基準法等の改正の準備が進められております。

なお、時間外労働の上限規制に関しては、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事由がある場合でも、年720時間、休日労働込みで単月で100時間未滿、複数月で平均80時間を限度とすること等が上限設定されており、また、罰則等を科すこと等も改正内容として検討されているところです。

次に、(2)の一般職の国家公務員につきましては、国家公務員法附則第16条により、労働基準関係法令の適用を除外されております。

次に、(3)の一般職の地方公務員についてですが、知事部局などの官公庁に従事する一般職の地方公務員は、労働基準法第33条第3項により、公務のために臨時の必要がある場合には労働時間を延長し、または休日に労働をさせることができるものとされており、公務のために臨時の必要があれば、災害、その他の避けることができない事由がなくても、時間外労働、休日労働を命じることができるとされております。

(4)の公立学校の教員につきましては、その勤務内容の特殊性に鑑み、原則として、時間外勤務等を命じることができないとされておりますが、限定的に政令及び条例で定められました4項目、①の生徒の実習、②の学校行事、③の職員会議、④の非常災害、児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合等に限定して、時間外勤務を命ずることができるとされております。

なお、時間外勤務手当が支給されないかわりに、基本給の4%が教職調整額として支給されております。また、修学旅行、部活動指導等の場合には、別に教員特殊業務手当が支給されているところがございます。

続きまして、2の本県における時間外勤務の状況についてですが、まず、(1)の職員1人当たりの月間超過勤務時間数の推移を見ますと、本県における各任命権者を合わせた実績は表のとおりであり、平成28年度の医療局及び企業局を除く職員1人当たりの月間超過勤務時間数の平均は18.3時間となっております。年間で見ますと、約220時間程度でござい

ます。これは、平成27年度と比べまして、国体の開催、平成28年台風第10号による災害への対応があったこと、また、平成27年度以前から復興業務等により超過勤務時間が高どまりしている公署等があったことによるものです。

なお、参考までに、全国の状況につきましては、平成27年度のデータによる比較ですが、地方公務員の超過勤務時間の全国平均は、総務省調査によると月13.2時間であり、国家公務員については、人事院の年次報告書によると全府省平均で月19.4時間となっております。

次に、(2)の平成28年度の本県の県立学校における教育職員の時間外勤務の状況につきましては、表に記載のとおりですが、教育職員1人当たりの月間時間外勤務は28.7時間となっております。また、1月の時間外勤務が100時間を超えた教職員数は実数で749名で、県立学校の教育職員数3,449名に占める割合は21.7%となっております、これはクラブ活動指導、進路指導、生徒指導等の時間外対応が主な理由となっております。

3の人事委員会における長時間勤務の縮減に向けた取り組み状況についてですが、まず、職員の健康保持及び公務能率保持の観点から、本年の職員の給与等に関する報告及び勧告において、教育職員を含む職員の長時間勤務の解消について言及したところでございます。

また、労働基準監督機関として職権を有している168事業所に対し、毎年度労働基準法等の遵守状況についての調査を行い、その中で時間外勤務の多い事業場に赴き、時間外勤務の状況や要因についての実態把握を行ったところです。

また、その調査結果をもとに、1の(1)の基準を参考に、年間の時間外勤務が360時間を超える職員がいる事業所及びその任命権者に対し、時間外勤務の縮減及び年次休暇の取得促進について、一層取り組むよう指導したところでございます。

なお、各任命権者においては、長時間勤務の是正に向けてさまざまな取り組みを行っているものと認識しており、人事委員会といたしましては、今後とも実態把握に取り組むとともに、各任命権者による取り組みが一層図られるよう必要な指導、助言を行っているところでございます。

○**軽石義則委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**佐藤ケイ子委員** 公務員の時間外勤務については、この資料にもあるとおり、臨時の必要がある場合に時間外勤務を命じることができることになっています。しかし、臨時の場合ではなく、恒常的に行われている時間外勤務が問題になっており、これについては県議会でも何度も質疑が行われています。月平均で見ると18.3時間であり、少ないように見えるのですが、実際は時間外勤務が本当に多い部署や過重労働の部署があるのだらうと思いつながら聞いておりました。全国の地方公務員の平均と比べても岩手県職員の超過勤務時間が多ということですが、特に超過勤務が多い部署の状況及びその対応について、また、昨年度は国体の開催や復興業務等で大変だったとのことでしたが、現在はどのように推移しているのかを伺います。

次に、教職員の関係についてですが、県立高校の状況については、このように資料が出されており、それも数字で見るとかなり厳しい状況にあると拝見いたしました。しかし、

小中学校は、市町村教育委員会の範疇ということもあってデータが出てきません。また、市町村教育委員会によっては、把握しているところと把握していないところがあり、実態把握が不十分なのではないかと思っています。わかる範囲でいいので、小中学校の時間外勤務がどのような状況にあるのか実態を把握しておりますのでしょうか。一般的な傾向でも構いません。

○**蛇口職員課総括課長** 特に昨年度の超過勤務が多かった事業所としては、例えば沿岸広域振興局土木部岩泉土木センターが挙げられますが、平成28年台風第10号の災害復旧のほか従前からの復興事業等があって、超過勤務時間数が高どまりしておりました。

この事業所につきましては、ことし人事委員会が超過勤務の実態等について調査いたしました。今年度は平成28年台風第10号の災害対応もだんだんと落ち着いてきており、昨年度に比べれば超過勤務時間は減少しています。なお、任命権者にはより一層取り組みを行うよう、事業所に対してはより一層業務の効率等に取り組むよう指導しているところであります。

市町村立小中学校の教職員の状況についてですが、県立学校と同様に時間外勤務が多いという話は教育委員会から伺っておりますが、市町村立小中学校については各市町村に労働基準監督権限があるため、当方では詳しい実態把握は行っておらず、実数はつかんでおりません。

○**佐藤人事課総括課長** 今年度の知事部局の超過勤務の状況について申し上げますと、これはあくまで4月から10月までの暫定的なものでありますが、月平均の超過勤務時間数は12.4時間と前年度から減少しております。部局で申し上げますと、県土整備部が21.1時間となっており、平成28年台風第10号災害からの復興業務が原因であると考えております。

超勤縮減に向けた取り組みについてですが、従前から、超過勤務の必要性を管理監督者がきっちり把握し、事前命令、事後確認を徹底するよう努めておりますし、特定の職員に業務の偏りが生じないように業務の平準化と見直しを進めているところでございます。

また、各公署では抱える課題や置かれている状況がいろいろ異なるので、今年度は特に各所属長のリーダーシップのもと、実情に応じた働き方の見直しに取り組むということで、年度初めに策定する業務方針の中に、仕事と生活の両立のための具体的な方策を記述するといったことを行いながら、超勤縮減に努めているところでございます。

○**佐藤ケイ子委員** 超過勤務縮減に向けて事前命令の徹底とか、職場単位でさまざまな工夫をしていらっしゃると思いますが、欠員の問題はなかなか改善されない。若干は改善されているというふうに聞いておりますが、いまだに欠員がある。それを根本的に解決していかないと、超過勤務を減らすワーク・ライフ・バランスに配慮した職場づくりはなかなか難しい。そして、心の病になる方もたくさんあるというふうに聞いておりますので、超過勤務を減らすための欠員対策について、どのようなお考えを持っているのか伺います。

○**佐藤人事課総括課長** 職員の欠員への対応と対策についてですが、震災以前に比べ正規職員を大幅に拡大しており、今年度におきましても、昨年度及び一昨年度を超える数の正

規職員を採用しております。また、年度途中で特別募集も実施し、既に職場に配置しております。

来年度の欠員の状況につきましては、退職者の状況や、今後の組織体制及び定数の見直し等を現在行っているところであるため、つまびらかにすることはできませんが、いずれ正規職員、再任用職員、任期付職員、それから、災害対応につきましては、全国からの応援職員等できるだけ多くの職員を確保するよう取り組んでいるところでございます。

○飯澤匡委員 労働の対価をどのように支払うかということについては、やはり時間の単位で考えるのが一番基本だろうと思うし、それが一番客観的な指標だと思うわけですが、一方で岩手県は幸福度という指標を出して、県民に問いかけようとしています。ミッションに基づく使命を達成する幸福度と時間に対する対価は、非常に微妙なバランスにあると思うのですが、この幸福度と労働者に対する時間と対価というものについて、どのような分析をしているのか、非常に簡単な質問ですが、お聞きします。

○小野政策監 幸福度につきましては、昨年度から有識者の皆様にお集まりいただき、「岩手の幸福に関する指標」研究会を立ち上げ、ことし9月に最終報告書がまとめられたところです。

その中では、幸福に関する12の領域を設定しており、仕事、健康、家族などと並びまして、やはり収入といったところが、一人一人が幸福を感じる上では重要な要素になっているという取りまとめをいただいたところでございます。

県民5,000人に対する意識調査を昨年とことしの2度行っておりますが、その結果を見ましても、どういう要素が重要かといったことにつきましては、やはり健康、家族、仕事、収入といったところが重要な要素となっております。

したがって、先ほど委員からお話がありました収入、所得については、一人一人が幸福を感じる上でも非常に重要な要素の一つであると認識しています。

○飯澤匡委員 今回総務委員会に付託されたのは3の国家公務員及び地方公務員についての話ですが、これについても県民と同様に県職員も、その幸福度の指標というものは同じ物差しで考えるという考え方でいいのかどうか。順番として健康、家族、収入という、図らずもそういう優先順位が付きましたが、そういう考え方なのでしょうか。

○軽石義則委員長 どなたか答弁はありますか。

○飯澤匡委員 質問を撤回します。

○関根敏伸委員 この請願には幅広い内容が含まれているようであり、難しくてなかなか判断をしかねるという前提のもとで教えていただきたいのですが、例えば、3の(1)で言うと、これは国に対して意見書をつくってほしいということなののでしょうか。仮にこの請願が採択され、勤務時間の管理を徹底し、超過勤務の大幅な縮減と不払残業を根絶するよというところが県議会から国に上がった場合、本来であれば管理監督すべき立場にある議会が国に対して意見書を上げるという行為に対して、国がどのような対応をするのか。そこもちょっと整理がつきがたいと思っております。

また、超過勤務の上限の360時間は、民間企業の従業員の上限等に関するものであり、これが今まで行われてきた規制の数値だと思いますが、勤務実態は教員と職員では違うようであり、また国家公務員と地方公務員でも若干の違いがあるようです。また、教員によっては、極端に100時間を超えるような勤務実態の人もいるようであります。例えば、一律に月45時間という規制を設けた場合、今の職員や教職員の勤務実態にどのような影響が生じるのか。あるいは、影響は生じないのか。その辺の認識を判断の前提にしたいと思しますので、教えていただきたいと思えます。

○佐藤人事課総括課長 超過勤務時間の上限を年360時間に規制した場合、どのようなことが起こり得るかということについては、議会においてもたびたび、月80時間、100時間を超える職員がいると御指摘いただいております、こういう職員がいなくなるよう是正に努めているところでございます。

昨年度は、特に国体対応もあり、月80時間超の職員が延べ1,000人を超え、うち100時間を超えた職員が453人いたという状況でした。速報値ですが、今年度は80時間超えが111人、それから100時間超が25人と大幅に減っております。ここまで多く超過勤務を行う職員は大幅に減っているとしても、年360時間を超えて残業をする職員は多くいる状況ですので、ただちに年360時間の規制でもって対応が可能かということに対しては、なかなか厳しい状況かというふうに考えております。

○蛇口職員課総括課長 国に意見書を提出した場合の取り扱いについては、国家公務員関係ですと、人事院といったところが内容について見るような形になろうと思えますし、地方公務員関係につきましては、総務省に御検討いただくことになると思えます。

ただ、実態といたしまして、地方公共団体、また府省においても、それぞれ勤務時間管理や超過勤務の取り扱いが個々に異なっており、その内容、超過勤務の有無も含め、かなり開きがあるものと認識しております。

そのような理由から、こういう形で国に上げた場合に、どのような対応がとられるのか、また、その影響については図りかねるところでございます。

○関根敏伸委員 わかりました。いろんな立場の人たちがいる中で、国に意見書を上げるということの筋道をつかみかねていたため、質問いたしました。

いずれ、請願の願意や趣旨については非常に賛同するものではあります、今申し上げました質問の前提に立ちますと、やはりいろいろな職種の方がいて、実態がいろいろと異なっているといた部分であるとか、このような改善を意見書で上げること、あるいは、規制を求めても具体的に改善につながるかどうかの判断がなかなか難しいというふうにも思っておりますので、そういった考えのもとで、それぞれの部分への対応を考えていきたいと思えます。

○軽石義則委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思えます。本請願の

取り扱いはいかがいたしますか。

○飯澤匡委員 ただいま関根委員からお話がありましたように、請願の願意として、非常に度を超えた時間外労働は民間企業でも随分と指摘されているところであり、過労死の実態をかなり報道もされているため、これはやっぱり変えていかなければならない。時間管理していかなければならないところはしっかりとしなければいけないのは、当然のことと思います。国の働き方改革の中で、民間企業に対しても強く是正を求めている、法体系も徐々に整備をされてきているというような状況にあります。

今回総務委員会に付託された3番についてであります。これは国家公務員並びに地方公務員、また教職員等の長時間労働の是正の対応を求めるものですが、議会側の立場からすると、長時間労働を是正していくには、どうしても要員を増員するということになり、それには、人件費といった財源が伴うこととなります。要するに、今の時点では、その中でバランスを取りながら、どのようにうまくやっていくかということなのです。

ですから、全体的に物事を考えていかなければならないと思いますし、一方では、民間企業などに対しては、社会的規制はどんどん強めていっても、労働基準法が適用されていない部分については労働時間の制約は受けずに結構野放しにされている部分もある。

だから、公務員を是正すれば、民間もそうなるというような願意だと思いますが、これは視点として狭過ぎやしないかというふうに思うわけでありまして、私はこのままこれを議会として意見書として出すにはかなり難しいと思いますので、これは不採択でお願いしたいと思います。

○佐藤ケイ子委員 私は、この請願については採択をすべきと考えております。公務員であれ、民間の方々であれ、尊厳を持って働くというのは当然のことでありまして、働くには健康が保持されなければなりません。それには今の時間外労働における状況を、日本全体で改善していかなければならないのは普通のことだというふうに思っております。

そうした中で、今国では時間外労働規制と言いつつも、月80時間、月100時間、年720時間も認めようではないかという動きも出されておりました。改善していこうという風潮とは違った流れとなっております。これに、どこで歯どめをかけるかという意味では、こうした現在の労働法制を民間も公務員も守っていくという意思をあらわす必要があるのではないかと私は思っております。そうした意味でも、この願意は妥当だというふうに思っておりますので、賛同したいと思います。

○軽石義則委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

○工藤大輔委員 その前に確認したいのですが、いいでしょうか。

これは、商工文教委員会のほうでも審査しているわけですが、例えばここで採決をした結果、総務委員会と商工文教委員会とで賛否が分かれた場合、その取り扱いは、どの段階

でどのように決めるのでしょうか。

○**軽石義則委員長** 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**軽石義則委員長** 再開します。

本委員会で採択となり、商工文教委員会でも採択となった場合はお互いの意見書を合致しますが、本委員会で不採択となった場合は、商工文教委員会の判断された意見書が出るか出ないかのほうが優先されるということで、不採択の場合は本委員会の意見書は出ないということになります。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** それでは、本請願については採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**軽石義則委員長** 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**軽石義則委員長** 再開いたします。

商工文教委員会に当委員会の結果の報告をいたしました。商工文教委員会では、まだ結果が出ておりませんが、当委員会としては不採択ということで意見書は出さないことになりました。

以上をもって、受理番号第59号過労死ラインの残業上限や裁量労働制の拡大ではなく、健康と暮らしを守る労働時間規制と真の同一労働同一賃金の実現を求める請願の審査を終わります。

次に、議案の審査を行います。議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款警察費、議案第53号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費、第1項総務管理費、第2項企画費、第3項徴税費、第4項地域振興費、第5項選挙費、第6項防災費、第7項統計調査費、第9項人事委員会費、第10項監査委員費、第3款民生費、第5項災害救助費、第9款警察費、議案第55号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案56号一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第57号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第59号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、以上6件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。

○小原財政課総括課長 議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

議案（その1）の1ページをお開き願います。今回の補正は、沿岸被災市町村が実施する福祉灯油事業に対する補助に要する経費のほか、昨年の台風第10号災害対応や全国知事会対応など、年間業務量の増に伴う超過勤務手当の予算を計上したものであります。

まず第1条ですが、歳入歳出それぞれに4億1,507万7,000円を追加するものでございます。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりであり、内容につきましては後ほど予算に関する説明書により御説明いたします。

次に、第2条繰越明許費につきましては第2表繰越明許費のとおり、第3条債務負担行為の補正につきましては第3表債務負担行為補正のとおりですが、5ページの第2表繰越明許費について当委員会所管のものはございません。6ページの第3表債務負担行為補正についても、当委員会の所管のものはございません。

予算の内容につきまして、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。厚いものと薄いものが2つございますが、薄いほうの予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。3ページの12款繰入金、2項基金繰入金につきましては、福祉灯油事業の財源の一部とするため、東日本大震災津波復興基金からの繰入を1,045万6,000円増額するものです。

4ページの13款繰越金につきましては、今回の補正の財源とするため、4億462万1,000円増額計上するものでございます。

次に、当委員会所管の歳出について御説明申し上げます。5ページの1款議会費、6ページの2款総務費の1項総務管理費、7ページの9項人事委員会費、少し飛びまして17ページの9款警察費の1項警察管理費におきまして、追加の超過勤務手当を計上するものでございます。以上で補正予算第4号の説明を終わります。

次に、議案第53号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

議案（その3）の1ページをお開き願います。この補正は、次に説明いたします給与改正条例を今議会に提案いたしましたことから、これにあわせて必要な経費の予算を計上したものです。

まず、第1条、歳入歳出それぞれ7億83万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、これは4号と5号を加えた結果となりますが、1兆57億5,144万1,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから6ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりであり、内容につきましては、後ほど予算に関する説明書により御説明いたします。

厚いほうの予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入について御説

明いたします。13款繰越金につきましては、今回の補正予算の財源とするため、6億9,855万2,000円を増額計上するものです。

4ページ、14款諸収入につきましては、教育委員会の派遣指導主事に係る市町村負担金などであり、228万5,000円を増額するものです。

次に、当委員会所管の歳出について御説明いたします。

5ページの1款議会費から、12ページの2款総務費の7項統計調査費まで、それから、14ページから15ページの2款総務費の9項人事委員会費及び10項監査委員費、20ページに飛びまして、3款民生費のうち5項災害救助費、43ページまで飛んでいただきまして、9款警察費の1項警察管理費及び次の44ページの2項警察活動費において、今回の給与改定に対応した経費を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤人事課総括課長 議案第55号の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第56号の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第57号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第59号の市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、一括して御説明いたします。

一括説明させていただきます議案の本数が多いことから、少々説明が長くなりますことをお許し願います。

議案番号は前後いたしますが、先に議案第57号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第59号の市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案第57号については、議案（その4）の5ページ、議案第59号については、議案（その4）の52ページになります。便宜、お手元に配付しております議案第57号及び議案第59号の条例案の概要をごらんいただきたいと思います。

まず、議案第57号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容から御説明いたします。

まず、1の改正の趣旨についてであります。岩手県人事委員会の平成29年10月13日付の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額、初任給調整手当の支給限度額及び勤勉手当の支給割合を改定しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。まず（1）の給料表の改定につきましては、全ての給料表について、若年層を重点に置きつつ、全ての給料月額を引き上げ改定しようとするものであります。

次に、（2）アの初任給調整手当の改定につきましては、医師等に支給される初任給調整手当の支給月額の限度額について、医療職給料表（1）の適用を受ける職員は41万3,800円から41万4,300円に、医療職給料表（1）以外の給料表の適用を受ける職員は5万600円から5万700円にそれぞれ引き上げようとするものであります。

次に、（2）イの勤勉手当の改定につきましては、本年度及び平成30年度の支給割合を表

に記載のとおり改定しようとするものであります。具体的には、本年度については、12月期の勤勉手当の支給割合を、現行から0.05月分引き上げ、再任用職員以外の職員にあっては、年間で1.75月分としようとするものであります。その結果、期末手当と勤勉手当を合わせた年間支給割合は、4.30月分から4.35月分となるものであります。また、平成30年度の勤勉手当の支給割合については、6月期及び12月期ともに、現行から0.025月分引き上げることで、再任用職員以外の職員にあっては、先ほど申し上げた本年度改正後の年間支給割合と同じく、年間1.75月分としようとするものであります。

最後に、3の施行期日等についてであります。まず、(1)につきましては、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。先ほど御説明申し上げた2の条例案の内容のうち、(2)イの平成30年度の勤勉手当の支給割合の改定につきましては、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

次に、(2)につきましては、先ほど御説明申し上げました2の条例案の内容のうち、(1)の給料表及び(2)アの初任給調整手当の改定は、本年4月1日から、(2)イの本年度の勤勉手当の支給割合の改定は、本年12月1日から適用しようとするものであります。

次に、(3)につきましては、条例の改正に際して所要の経過措置を講じようとするものであります。

次に、議案第59号の市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定について、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様の改正をしようとするものであります。

次に、議案第55号の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第56号の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、まとめて御説明いたします。

議案第55号については、議案(その4)の1ページ、議案第56号については、議案(その4)の3ページになります。便宜、お手元に配付しております議案第55号及び議案第56号の条例案の概要をあわせてごらんいただきたいと存じます。

まず、それぞれ条例の1の改正の趣旨についてであります。特定任期付職員及び任期付研究員の給与月額を改定しようとするものであります。なお、特定任期付職員とは、高度の専門的な知識、経験、またはすぐれた識見を有する者を一定期間活用する任用形態の職員であります。現在、特定任期付職員の任用実態はございません。

また、任期付研究員とは、研究業績等により特にすぐれた研究者や、独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる若手研究者を一定期間研究に従事される任用形態の職員であり、現在、農業研究センターで若手の研究者を任用しております。

次に、2の条例案の内容についてであります。特定任期付職員及び任期付研究員の給料月額を引き上げようとするものであります。

最後に、3の施行期日等についてであります。これらの条例は、公布の日から施行し

ようとするものであります。

なお、現在任用中の特定任期付職員がいないことから、特定任期付職員に係る条例の適用や経過措置の規定は設けておりませんが、任用中の職員がいる任期付研究員に係る条例のみ、適用や経過措置の規定を設けることとしております。

つきましては、ここからは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

(1) につきましては、先ほど申し上げました給料月額の設定について、本年4月1日から適用しようとするものであります。

最後に、(2) につきましては、条例の改正に際して、所要の経過措置を講じようとするものであります。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**佐藤ケイ子委員** まず、補正予算の超過勤務手当の関係ですが、特に今回超過勤務手当を増額しなければならなかった部署はどこか、また、その要因について伺いたいと思います。

それから、人事委員会の勧告に基づく給与改定についてですが、今回は割と小幅の増額となっています。その中で、若年層には少し厚くするということですが、30歳であれば幾ら、40歳では幾ら、50歳では幾らというような年代に応じたモデルが示されているのかどうか。また、現給保障がなされている方々は今回もアップしないと思いますが、現給保障の制度も行く行くはなくなるようですので、これらの高齢層の職員の意欲が下がらないようにするため、どのように処遇していくのか伺いたいと思います。

それから、今回は通勤手当の見直しが行われていないようですが、ガソリン代が上がっていることや、そのような交通用具を使用する方々に妥当な額の交通費が支払われているのかどうか懸念される場所ですので、どのようになっているか伺います。

○**小原財政課総括課長** 私からは、超過勤務手当の内容について御説明いたします。

まず、2款2項2目の人事管理費ですが、これは全庁的な業務に対応しているものでございます。春や夏にかけての森林火災や大雨災害への対応、政策地域部が中心ではありますが、全国知事会への対応。それから、高病原性鳥インフルエンザへの対応は、環境生活部が中心となりましたが、各部署にも動員をかけて対応したものです。そういう経費を計上しております。

議会事務局費につきましては各種委員の改選や特別委員会開催への対応、人事委員会事務局におきましては職員の特別募集への対応、警察本部につきましては衆議院議員選挙の選挙違反取り締まりなどへの対応といった当初では予定していなかった業務などに対応するものでございます。

○**佐藤人事課総括課長** 若年層に重点を置いた給料表の改定についてですが、まず行政職の改定額ですが、これは主事などの若年層については1,000円のアップとなっていますが、

例えば総括課長級以上の職員等、中高年齢層については400円のアップとなっております。

次に、モデルですが、例えば40歳の主査で申し上げますと、改定前の年収は580万7,000円であったものが、今回583万3,000円に改定ということで、2万6,000円のアップとなります。

2点目の高年齢層の職員に対する勤務意欲の確保についてですが、基本的に職員の給与制度につきましては、人事委員会の勧告に基づいて制度設計しておりますので、高年齢層職員の勤務意欲確保策につきましても、制度の範囲内で対応しているものでありますし、さらに検討しております。これまでも諸手当の改定、例えば介護休暇の改善等に取り組んできておりますので、今後も引き続き検討していきたいと思っております。

それから、通勤手当の関係ですが、これも改定に当たっては、今後も人事委員会等と意見交換等をしながら進めていきたいと考えておりますが、遠距離通勤者がやや増加している傾向にあると捉えておまして、どのような対応をしていくかということについては、今後他県の状況等も踏まえつつ、課題意識を持ちながら人事委員会と検討を進めてまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第3号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤人事課総括課長** 議案第3号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その2）の1ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により説明いたします。

まず、1の改正の趣旨についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員がその養育する子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合について定めるとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容の(1)についてであります。非常勤職員について、当該子が1歳6カ月を超えて2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合として、国の非常勤職員の例に準じた内容により措置しようとするものであります。

具体的には、非常勤職員の子が1歳6カ月に達する日に当該非常勤職員が育児休業をしている場合で、人事委員会規則で定める場合に該当するときには、子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる等の規定を追加するものであります。

次に、2の(2)についてであります。国の例に準じて、再度の育児休業をすることができる特別の事情等に、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを加える等、所要の整備をしようとするものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第4号企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**横道税務課総括課長** 議案第4号の企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案(その2)の6ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明いたします。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容についてですが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部が改正され、法律の題名が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改められたほか、新たに同法第25条に基づく地方税の課税免除に係る地方交付税による減収補填制度が設けられたことから、この制度を背景に県税の課税免除を行うため、課税免除の適用対象となるもの

を同法に定められた承認地域経済牽引事業のための施設を、同法に基づく基本計画の対象となる区域内に設置した承認地域経済牽引事業者に改める等、所要の改正をしようとするものです。

なお、この課税免除の減収補填につきましては、課税免除税額の75%が補填される旨、国から説明を受けているところです。

また、新法に基づく本県における基本計画は、本県全域を対象地域として策定し、本年9月に国から同意を得ているところです。

3の施行期日等についてはありますが、公布の日から施行し、所要の経過措置を講じようとするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第7号警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高石警務部長** 議案第7号警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その2）の12ページをお開き願います。内容につきましては、お手元に配付しております条例案要綱により御説明いたします。

初めに、1の改正の趣旨であります。県民の安全安心の確保は、警察だけでなし得るものではなく、自治体を初めとした各行政機関や各種団体等と一体となった対策が極めて重要であります。このため県警察では、住民の生活圏及び経済圏を考慮し、市町村の区域を基本として、一体性のある地域を一つの警察署の管轄区域とするために条例を改正しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてですが、水沢警察署及び江刺警察署を統合し、名称を奥州警察署、位置を奥州市、管轄区域を奥州市及び胆沢郡とするものであります。

次に、3の施行期日等についてですが、県民にわかりやすい期日とするとともに、組織

体制の円滑な移行等を考慮し、平成30年4月1日にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第21号和解に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**八重樫放射線影響対策課長** 議案第21号の和解に関し議決を求めることについて、御説明いたします。

議案（その2）の26ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

まず、1の提案の主旨であります。東京電力原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響対策として、平成25年度及び平成26年度に要した費用に係る損害賠償請求のうち、東京電力が支払いに応じない費用について、原子力損害賠償紛争解決センター、これをADRセンターと呼んでいますが、ここに和解仲介の申し立てを行ったところ、今般同センターから和解案の提示があったことから、これに基づいて和解をしようとするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、2の和解の相手方ではありますが、本件事故の原因者である東京電力ホールディングス株式会社であります。

次に、3の経緯ではありますが、東京電力原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響対策に要した費用に係る損害賠償請求につきましては、東京電力との直接交渉を行うほか、賠償金の支払いに至らないものについては、ADRセンターに和解仲介の申し立てを行ってまいりました。

平成25年度及び平成26年度に実施した放射線影響対策に要した費用のうち、東京電力が支払いに応じない3億8,000万円余については、平成28年2月定例会において議決をいただき、同年3月、ADRセンターに対し和解仲介の申し立てを実施し、同センターの指示を受けながら、県及び東京電力が主張と立証を行ってまいりました。

その後、当該申し立てと併行して、東京電力との交渉を継続してきた結果、本年7月ま

で、今回の和解案とは別に、東京電力が任意に2億円余の賠償に応じているところがございます。

本年10月20日には、ADRセンターから東京電力に対し、5,000万円余の賠償金の支払いを求める和解案が提示され、11月10日に東京電力が受諾の意向を表明しております。

提示された和解案について、県といたしましても、顧問弁護士に相談するなどして検討した結果、受諾することが適当と判断したものであります。

なお、今回の和解額と、あっせん申立額の議決額との関係や、全体の請求額、賠償額等の状況につきましては、資料に記載の表のとおりです。

次に、説明資料の2ページに移りまして、4の和解の内容及び和解額算定の考え方であります。和解の内容につきましては、ア及びイのとおり、東京電力は県に対し、本和解成立後14日以内に賠償金として5,030万円を支払うものであります。和解に際しての条件としまして、ウのとおり、本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、県が東京電力に対して、別途損害賠償請求をすることを妨げないこと、エとして、本和解に定める金額に係る遅延損害金について、県は相手方に対して別途請求しないこと、オとして、本和解に係る手続費用は、各自の負担とすることとしており、いずれもADRセンターから示されている内容でございます。

和解額算定の考え方につきましては、まず全額賠償可として全額が認められた経費として、汚染状況重点調査地域における測定費用、側溝土砂の一時保管施設整備に係る補助、原木しいたけの再生産支援に係る費用などについては、原発事故との相当因果関係が認められるということで、県が請求したとおりの額の賠償が認められております。

次に、一部賠償可として一定割合が認められた経費として、基準値を超過していない牧草地の除染費用、放射性物質の除去や低減に関する実証事業費などにつきましては、原発事故との相当因果関係が認めたい部分があるとされたものの、県の主張が一定程度認められ、本和解の対象とされたところでございます。

一方、全額賠償不可として、県産品等の風評対策事業費、東京電力への損害賠償請求に係る費用などについては、原発事故との相当因果関係がある損害とは認められず、東京電力に負担させることは妥当ではないなどと判断されております。

最後に、5の和解する理由であります。和解案の諾否につきましては、次の事項等を総合的に勘案し、和解することが適当と判断するものでございます。

第1に、顧問弁護士に相談し、また市町村に御意見をお聞きするなどしながら検討を行ったところ、本和解案が県の主張を一定程度反映した妥当な内容と認められること。第2に、本和解案では、和解金額を超える部分には和解の効力が及ばず、別途損害賠償請求をすることを妨げないこととされており、賠償請求権を放棄するものではないこと。第3に、牧草地の除染経費等、県の補助事業については、協調して申し立てを行っている市町村の審理と連動しており、早期に県の審理の結論を得ることによって、市町村の審理の進捗が見込まれることなどを総合的に勘案し、和解案を受諾し、和解することが適当と判断する

ものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**飯澤匡委員** 数点お伺いします。

まず1点目ですが、現在東京電力と交渉中の1億6,600万円余は、どういうものについて交渉中であるのか示してください。

それから2点目は、今回全額賠償可となった内容についてですが、側溝土砂の一時保管施設整備に係る補助と原木しいたけの再生産支援に係る費用については、今後も発生するものと思料されますが、この点について、今後さらに発生するのかどうかをお知らせいただきたいと思います。

○**八重樫放射線影響対策課長** まず、現在交渉中のものについてですが、これにつきましては、今回の和解案の中にもございますが、汚染牧草に関する処理の経費等にかかったものであり、もろもろで1億6,600万円余という内容になっております。

また、側溝土砂の関係につきましても、これから発生するものがありますので、今後も東京電力に対して直接請求するとともに、直接請求に応じないものにつきましては、次の策を検討していくことを考えています。

それから、原木しいたけの関係についてですが、これは、放射線の影響が少なく管理できる施設での栽培に転換する場合の簡易ハウスの整備についての費用であり、今後の見通しにつきましては農林水産部が担当であるため、正確な状況は把握しかねますが、原木しいたけに係る生産者の賠償請求につきましては、11月に東京電力とまた交渉しまして、かかり増し費用について賠償が進んでいる状況であることを確認しております。

○**飯澤匡委員** わかりました。今回は、県の顧問弁護士との相談等を行い妥当な内容と判断されたということですから、仕方がないとは思っております。先ほど質問した側溝土砂の件は、特に一関市においては大変な問題となっておりますので、引き続きこの点については、県としても東京電力にしっかりと請求する姿勢を崩さないようにしていただくようお願いしたいと思うので、その点について確認させていただきたいと思います。

○**八重樫放射線影響対策課長** 東京電力への賠償交渉に当たっての県の基本的な考えにつきましては、原発事故に起因する損害については、原因者である東京電力が一義的にその責任を負うべきものというふうに考えております。したがって、本県で発生している全ての損害について、被害の実態に即した賠償を速やかに行うよう、東京電力に強く求めていくことを基本としておりますので、今後もそういう姿勢で対応していきたいと思っております。

○**千葉伝委員** 先ほどの飯澤委員からの質問と関係するかもしれませんが、資料の4の(2)の和解額算定の考え方についてです。その中に一部賠償可ということで、基準額を超過していない牧草地の除染費用、放射性物質の除去や低減に関する実証事業費、ゴルフ場利用税の減収額という内容について、4,500万円余の算定額となっております。これは一部賠償額ですので、こちら側から請求した額があって、そのうちこの4,500万円余が認められ

たということなのだろうと思いますが、こちら側からの請求額は合計で幾らだったのでしょうか。

○八重樫放射線影響対策課長 この資料には主な内容を記載させていただいておりましたが、大変申しわけありませんが、一部賠償可の請求額をトータルで計算しているものは、今手持ちがございません。しかし、基本的には、牧草地の除染費用と放射性物質の低減実証事業については80%認められているところであり、ゴルフ場利用税の減少額につきましては、20%弱が認められております。

○千葉伝委員 請求額に対して、今お答えがあった何%かが認められて、この数字になったということでしょうか、なぜもとの数字が出てこないのですか。

○八重樫放射線影響対策課長 牧草地の除染経費につきましては、2,800万円を請求しており、2,300万円の賠償を受けているものでございます。放射性物質の低減実証事業につきましては、1,100万円で請求しており、900万円の賠償を受けております。ゴルフ場利用税の減少額につきましては、4,800万円を請求しており、850万円の賠償を受けている状況でございます。

○千葉伝委員 足し算をしろということですか。要するに、牧草地の除染経費は2,800万円、放射線物質の低減実証実験が1,100万円、ゴルフ場利用税の減少額が4,800万円の請求。これをトータルをすればということですが、なぜ合計額を聞いて答えが出てこないのですか。わかりました。私が後で足し算をします。

いずれそれぞれ、和解の条件の中で、これについてはこの程度、これについてはこの程度という考え方だったのでしょうし、どこまで何%を認めるかというあたりは、交渉のやり方によるところだったのでしょうから、その中で一部認められた分をトータルで算定すると4,500万円余であるということですよ。

○八重樫放射線影響対策課長 済みません、それぞれの項目ごとには出しているのですが、私のほうでまだトータルしたものを整理しておりませんでした。後ほどトータルを計算して、お知らせしたいと思います。

○千葉伝委員 なぜトータルした額が出てこないのですか。これは、もう和解した中身でしょう。こちら側から請求した額に対して、弁護士が入って、いくらに算定したということで最終的な数字が出てきたということなのだろうから。私からすれば、和解額を算定するに当たって、なぜ当初の請求額のトータルが出てこないのかということですよ。まあいいです。

○軽石義則委員長 今の件については、確定値でしょうから、請求額が見えるよう正式に示していただくことはできますか。

○八重樫放射線影響対策課長 お示しいたします。

○軽石義則委員長 千葉委員、よろしいですか。

○千葉伝委員 了解です。

○工藤大輔委員 私もその点を聞こうと思っていましたが、今のような答弁でした。今の

説明をうけてちょっと計算しましたが、説明にあった3点だけで、請求額8,700万円中4,050万円は支払われています。そうすると、支払率80%の計算だとしても、東京電力から支払われない部分が約1億2,400万円とすると、これにかなり数字が近くなってくれば、全額賠償不可となったものはかなり金額が少ないので、そもそも請求額が少ないのではないのでしょうか。全額賠償不可のものについて、そもそも請求額が少なかったのかどうか、また、その数値が出ているかどうかをお示しいただきたいと思います。

○**八重樫放射線影響対策課長** 全額賠償不可の部分についても、項目別には整理されておりますが、全額賠償可、一部賠償可、全額賠償不可のトータルの請求額は、今整理中でございます。足せば出るという状況でございます。

○**工藤大輔委員** このような状況の中で、和解するに当たっては市町村にも影響しますから、説明をしながら、市町村からも意見を聞いたと思います。先ほどの説明では、市町村にとって大きな意味がなかったように私は感じ取ったわけですが、実際市町村に対してどのような説明をし、どのような答えが返ってきたのか。

また、市町村における和解あるいは東京電力からの賠償に応じられる金額等が、今後どの程度になっていくのか、把握していればお示し願いたいと思います。

○**八重樫放射線影響対策課長** 正式な和解案が出る前に、和解案骨子というものがADRセンターから8月に出されましたが、市町村に対しましては、その後に連絡会議を開催しまして、その中で全額認められたもの、一部認められたもの、全額認められていないもの各項目について説明いたしました。

市町村のほうからは、和解骨子に対して反対、拒否すべきというような意見はありませんでしたが、ただ市町村の賠償にかかわる部分もあるので、その部分については認められるようにしっかりと主張してほしいというような要望がありました。そこで、県といたしましては、和解案骨子に対する意見として、できるだけ認められるよう、さらに主張を行いまして、市町村に関連する経費の部分につきましては、8割以上を認めていただいている内容となっております。

○**工藤大輔委員** 市町村には、その後も結果を受けて報告をし、8割方の賠償となるということですね。それについて特に市町村から大きい声がなかったかどうか、そこをもう一回確認したいと思います。

○**八重樫放射線影響対策課長** 正式な和解案が出た後にも、市町村には、県に対してADRセンターから正式な和解案として骨子と同様の内容のものが提示されたというような情報を提供させていただいていますが、市町村からは特に御意見はございませんでした。そういう状況でございます。

○**工藤大輔委員** 今回、賠償率は67.5%ということになりますが、このような和解案の提示、それから東京電力が任意の賠償に応じた総額の賠償率がこのような結果になったということを受け、県としてどのような評価を行っているのかを佐藤総務部長にお伺いします。

○**佐藤総務部長** 今回の和解に関し、御提案申し上げたところでございますが、東京電力

側が任意で賠償に応じたのは2億690万円ほどであり、議決していただいた後、鋭意交渉を進めてきて、任意で賠償に応じた額を除いた形でADRセンターに申し立てを行いました。最終的なADRセンターへの申立額は、3億8,100万円余から2億690万円を差し引いた1億7,400万円ほどとなっております。

そうした中で、先ほど御質問にもありました全額賠償不可といったところがございますが、ここで特に大きかったのは広報経費、いわゆる風評対策事業で、3,100万円余の申し立てをしましたが、これが認められなかったということがございます。その理由は、既存の県産品のPR等事業との判別が困難と判断されたということでございます。

測定経費等については、94万9,000円に対して90万円と、ほぼ認められています。除染経費でいきますと、3,100万円余でございますが、そのうち約75%の2,360万円ほどが一部認められなかった機械修繕費等を除いて認められているというような状況です。

旅費あるいは交通費については、損害賠償請求、県産品PRに要した部分が1,800万円ほどございましたが、130万円程度、約7.2%と非常に少ない額でございます。

その他の損害で9,200万円余のうち税収の減については、因果関係は認めるが損害の算定が非常に困難とのことから、先ほど八重樫放射線影響対策課長が答弁申し上げましたように20%程度と、かなり低目の割合となっております。

このようなことから、トータルとしてはADRセンターに申し立てた1億7,400万円余に対して5,030万円、率にしますと28.9%が今回の和解の額ということで、評価としては、今申し上げましたそれぞれの項目ごとの措置状況を見ますと、一つは広報経費が非常に厳しい判断をされたということがございます。

これは、ことしの第9次の請求書について、当職、商工労働観光部長、農林水産部長と、また、市長会、町村会のほうとも一緒になって請求を行う作業を、きちんと賠償するようになり強く申し入れをしたところでございますし、この風化対策は欠かすことのできないものであり、生産者の生産意欲を維持していかなければならないということを強く申し上げたところでございます。

そういったこともございますが、今回の申立額につきましては、弁護士、市町村、関係部局等と相談したところやむを得ないという判断から、御提案申し上げているところでございます。

いずれ引き続き東京電力に対しましては、放射線影響対策に要した経費全額についてしっかり賠償していただくよう、引き続き強く要求をしていくということで対応していきたいと考えております。

○**軽石義則委員長** そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第52号当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小原財政課総括課長** 議案第52号当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについて御説明をいたします。

議案（その2）の57ページをお開き願います。説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております資料により御説明いたします。

まず、提案の趣旨についてですが、平成30年度において、公共事業等の財源に充てるため、全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを総額105億円の範囲内で発売しようとする事について、当せん金付証券法第4条第1項の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

次に、2の平成30年度における発売額105億円の考え方についてですが、これは平成29年度の本県の持ち寄り額、いわば発売計画額でございますが、これを基本としまして、本年10月に全国自治宝くじ事務協議会で可決されました平成30年度の全体の発売計画などを考慮して設定したものでございます。

なお、今年度はラグビーワールドカップ2019の支援のために協賛くじを上乗せして発売しておりますが、これが来年度は減少すると見込みまして、平成30年度の発売額は、今年度と比較して6億円の減額となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、審査の途中ではありますが、先ほど審査を終了いたしました請願陳情受理番号第59号過労死ラインの残業上限や裁量労働制の拡大ではなく、健康と暮らしを守る労働時間規制と真の同一労働同一賃金の実現を求める請願のうち、商工文教委員会に分割付託された項目の審査結果が出ましたので、お知らせいたします。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**軽石義則委員長** 再開いたします。

審査を続行いたします。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第58号日米共同訓練の中止と米軍輸送機オスプレイの訓練参加中止を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**西島防災危機管理監** それでは、受理番号第58号日米共同訓練の中止と米軍輸送機オスプレイの訓練参加中止を求める請願につきまして、お手元に配付した資料により御説明いたします。

1 ページをごらんください。1のオスプレイ等の沖縄県外への訓練移転の経緯ですが、平成25年に日米両政府は、日本本土を含め沖縄県外における訓練を増加させるための機会を活用すると決定し、回転翼機やティルト・ローター機の沖縄県外での訓練等の実施を進めております。

2のオスプレイの訓練参加状況について、まず、(1)日米共同訓練ですが、オスプレイは平成25年度から陸上自衛隊と米海兵隊の共同訓練に参加しており、昨年度は延べ9機、今年度は延べ10機参加しております。

(2)米軍単独訓練ですが、オスプレイは北富士・東富士演習場で離発着訓練等を実施しております。

(3)その他ですが、防災訓練、航空祭等の各種行事に参加し、さらに平成28年4月の熊本地震の際は、災害派遣の一環として生活物資等の輸送支援を行っております。

3の平成29年度における米軍再編における訓練移転ですが、本年4月、平成29年度の米軍再編に係る訓練移転のうち、オスプレイ等の沖縄県外の訓練移転を3回程度実施する予定であるとの計画が公表されました。

また、この中で、フォレストライト02という訓練が、今年度の第4四半期に2週間程度、陸上自衛隊東北方面隊と実施されることが示されました。訓練計画の概要は、決まり次第、関係自治体に通知されるということでしたが、本県はまだ通知を受けておりません。参考として、ノーザンヴァイパーとフォレストライト01の訓練概要が公表されていますので、記載しております。

(2)は、3ページもあわせてごらんいただきたいのですが、オスプレイが参加または

参加予定の訓練の地元自治体、北海道と熊本県等が防衛省に要請、要望した内容です。両県ともオスプレイの事故に言及し、国に対して県民の安全安心の確保、適切な対応等を要望し、熊本県は、住民に対しより丁寧かつ十分な説明を行うよう求めています。

4は、オスプレイの事故率を示したものです。参考の表にお示ししましたように、本年9月末現在の事故率は3.27であり、オスプレイの沖縄県配備前と比べて増加しております。

4ページをごらんください。5は、在日米軍普天間基地所属のオスプレイの事故として、沖縄県名護市沖の不時着水及びオーストラリアでの輸送揚陸艦への着艦中の事故についての概要、米軍対応とそれに対する防衛省の見解をまとめております。米軍からは、機体構造、システムに問題が発見されなかったこと、事故の再発防止策を講じるとの報告があり、防衛省はこれを受けて飛行再開に理解を示しております。以上で説明を終わります。

○**軽石義則委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**千葉伝委員** この請願に対する根本的な考え方として、日本が、今どういう状況に置かれているかということもありますが、日米同盟という大きな観点の中で、このオスプレイが配備されていると考えております。

これまでは、CH-46という輸送ヘリコプターが配備されていたわけですが、オスプレイはこれと比較して、最大速度が2倍、搭載量が3倍、行動半径が4倍ということであり、オスプレイの配備は、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中で、日米同盟の関係における抑止力、対処力を向上させるということから、アジア太平洋地域の安定に資するものであるという考えであります。

ただ、事故が何件か起きているということも事実であり、私も個人的には若干多いような気がしますが、先ほど事故率の話もありましたが、事故率は単なる事故率ではなく、機体以外の整備ミスや操作ミスなど、いろいろな要因による事故が含まれているということです。事故率は機体の安全性を評価するに当たっての、あくまでも目安の一つであると、そういう位置づけでの事故率であるというふうに聞いた限りでは答えております。

だからといって、本来、事故がないにこしたことはないの、事故に対してはしっかりと安全性を確保する。こういう観点から、北海道や熊本県からそれぞれ要望がなされたとおり、県民の安全安心が確保されて県民生活に支障を来すことがないように万全な対策を講じてもらいたいということでもありますので、事故についてはしっかりと対応していく必要があると思います。

とは言いつつも、日本の現状を考える中であっては、日米同盟の抑止力の観点から、私はこの請願には賛成しかねます。これは、意見です。

○**佐藤ケイ子委員** 私は、この請願については採択すべきと考えております。事故率の部分で言いますと、あくまでも目安というような数字が出ておりますが、実際に事故が多発しているという状況になっており、平成29年9月末は3.27と、事故率が非常に高くなっております。また、米海兵隊平均の2.72という事故率を大きく上回っていますが、これを機体の要因とはせずに、操作ミスや整備ミスというような要因を出しています。それも不明

確といますか、曖昧といますか、実際に機体についても大きな問題があるのだろうと思わざるを得ない事故率であるというふうに思っております。

また、日米共同訓練の実施に当たっては、当該自治体に対して訓練計画を詳細に示すことが求められているわけですが、現実的には余り示されないというか、直前に示されるということで、住民の不安も非常に大きくなっております。

それから、オスプレイですが、事故の後処理も、日本の政府が全く介入できないということで、地域住民も大きな不安を持っております。現実には沖縄県で起こった事故についても、日本政府は何もできない、事故原因の調査も米軍に全て委ねるしかないという中で、どうやったら安全が確保されるのかという不安は、いまだに払拭できない状況にあります。

こうした意味で、共同訓練をするに当たっては、オスプレイの訓練が伴ってきますので、この安全性が確保されない状態の中での訓練は認めるべきではないというふうに考えております。したがって、この請願は採択すべきと考えます。

**○関根敏伸委員** 項目が三つありますので、三つに分けて慎重に考えたいという観点からお聞きします。東北方面隊との訓練内容の詳細はまだ知らされていないというような状況であります。日米の共同訓練を行うことの意義について、当局ではどのように考えていらっしゃるのか、まず認識をお聞かせいただきたいと思っております。

**○西島防災危機管理監** 当局としてということであると、我々総務部が見解を申し上げるのは適切ではないと思っておりますが、日本政府、防衛省が言っておりますように、日米の同盟の意義ということで、ますます固めるということと、作戦運用上は相互運用性が向上し、より高度の緊密な作戦ができるということで、この訓練の有用性を高く評価している。よって、昭和のかなり前の段階から継続的に実施され、その実力を積み上げていくというふうに広報されているということを報告いたします。

**○関根敏伸委員** そうですね。その上で、北海道での訓練、あるいは熊本県での訓練に対して、それぞれ自治体から共同訓練の実施に対する要請、要望等が出されているわけです。現在詳細は知らされていないとしても、過去の訓練内容等々からいろいろなことが想定されると思うのですが、これに対して当局では、どのように防衛省に対して要望、要請等も含めた対応をとろうとしているのか、その方向性もお聞かせください。

**○西島防災危機管理監** 今回フォレストライト02が行われる前にどうするかということについては、仮定のお話になりますので、ここでは申し述べませんが、過去にオスプレイの訓練の話がありましたときに、平成26年から平成27年にかけて、知事から防衛省東北防衛局に対しまして、要請を3回行ってあります。そこでは一貫して、県民に対し不安を払拭するための説明をしっかりとしてほしいということ、2点目はオスプレイの訓練のための飛行ルートを明示してほしいということでありました。ですから、基本的な路線は変わらず、今後も引き続き我々はしっかりと防衛省に主張して、米軍に伝えるというスタンスであろうと考えております。

**○関根敏伸委員** そのとおりでというふうに思っております。

先ほど意義についてお聞きしましたが、安全保障上の意義とあわせて、方面隊がいろいろな地域に存続することによって各地域に与える大きな影響でありますとか、あるいは防災とか、震災等かつてのいろいろな対応により果たしてきた役割というものは非常に大きいと思うのです。仮に課題をクリアできて、さまざまなものを実施したとして、このような共同訓練をすることで、県民の防災や安心安全のようなものに資すると考えられるのかどうか。また、そのような観点から、訓練を行うとされた場合、県として何か行動を起こそうとしているのか、そのあたりも教えていただきたいと思います。

○西島防災危機管理監 オスプレイの能力がきちんと発揮されるならば、防災というか、防衛につきましては、かなりの効力、威力を発揮するものであると考えられると思います。ただし、最前から申し上げておりますように、これは県民に対する不安の払拭、県民の理解が基底になっており、そういった共通の認識ができませんと、防災でも役立つとは言えないということから、引き続き県民の不安の払拭、それから飛行ルートの詳細の提示を求めるといったことはするべきという中で、効果を認めたいというふうに思っています。ただ、オスプレイを利用した訓練について、県がどう対応するかということについては、まだ我々がそのようなことを申し上げる段階ではないと考えています。

○関根敏伸委員 話が前に戻りますが、訓練内容は詳細まで示されていないようですが、これは過去2回の訓練でありますと、オスプレイが参加する可能性が非常に高いのではないかと考えております。

その見通しと、あとは熊本県が提出した要望書ではオスプレイ訓練の常態化について触れられていますが、仮に今回の訓練へのオスプレイの参加と、その訓練が常態化することについてどのように考えるかを捉えていかなくは、我々も対応が難しいと思っていますので、訓練への参加見通しと、その後の見通しに対する県の対応等の方向性をお聞かせ願います。

○西島防災危機管理監 訓練参加の見通しは、現在防衛省が公表しておりますとおり、まだわからない、未定であるというふうに考えています。今年度3回のうち2回は既にオスプレイが参加するというので、まだ2回目の熊本県での分については参加しているかどうかかわからないのですが、1回目は北海道で参加しております。本県に関して言いますと、平成27年1月に日米共同訓練がありまして、当初オスプレイを参加させるという調整がありましたが、これはなくなりました。理由は、米軍の航空機全般の運用に関するもので、訓練に機体を回せないためというふうに聞いております。ですから、彼らは運用が第一です。そういったことから判断されると考えております。

○関根敏伸委員 この請願内容については、非常に悩ましいと思います。オスプレイの事故率について、要因分析はいろいろあるのかもしれませんが、実態として非常に高いということは、そのとおりだと思いますし、オスプレイに対する安全意識という点に疑問符を持っていらっしゃる県民が恐らく多いのであろうというふうに思っております。ただし、東北方面隊を持つ意義でありますとか、共同訓練そのものの意義を全く否定できるのかど

うかということも、私はちょっと悩ましいところがありますので、できるのであれば、これは1と2と3を分割して、それぞれに対応を示させていただければと思います。

○**軽石義則委員長** 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**軽石義則委員長** 再開します。

この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**軽石義則委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本請願に対して、ほかに質疑、意見はありませんか。

○**飯澤匡委員** 今回の請願は、大きく2点だと思われれます。基軸となっているのは、オスプレイの非常に事故率が高いという点についての懸念と、それから喫緊に予定されている日米共同訓練もオスプレイが訓練に参加するという前提で中止を求めるということだというふうに思っています。

そもそも、我が国の安全を保っているのは、日米安全保障条約による日米同盟が基軸でありまして、この点をしっかり押さえておかなければならないと思うわけです。日本の地政学上、中国やロシアという大国に囲まれ、なおかつ北朝鮮という新たな脅威が出てきている中で、この日米同盟の基軸というものをさらに強固にする必要があるのだらうと私は思っています。

今回の訓練についても、オスプレイが参加するということですが、確かに事故率は他のヘリコプターよりは高い。これは、日本国内の空を飛ぶわけですから、何らかの是正をしてもらわないといけませんので、県も、自治体として要請をすべきだらうと思います。

ただ、大きな視点に立った場合、この訓練というものは、今の時勢上、さらに関係強化をするうえで必要であらうと。なおかつ、今の訓練は、情報戦等も含めてさらに高度化しております、日米での通信連絡にそごがないようにしていかなければならない。これは、有事のために、しっかりとそこが機能しなければ意味がないわけでありまして。

したがって、今回の件については、まずそれを大きく押さえた上で、オスプレイについては、米軍において配備されてから大分時間がたつわけですが、千葉伝委員から説明がありましたように、輸送力や飛行能力についても性能がかなり向上していると。ただ、それとは裏腹に危険性も増しているということですから、これはこれでしっかりと、先ほど申し上げましたように改良、あるいは訓練などの強化をしていただくことが必要であると思えます。

しかし、どんどん高度化をしていく中で、仕方がないとは言いませんけれども、今は性能を追求していく上での過渡期にあるので、これを一刀両断にだめというわけにはいかないだらうと。例えば、翻ってみて、では日米同盟を破棄してロシアと組むのか、中国と組

むのかという話には全くならないと思うのです。では、ロシアのヘリコプターを使ってやるかということになったら、これはこれでまたデータは出ていないし、逆に日本にとって、住民にとっても、非常に不安を駆り立てるだけだと思います。

以前、総務委員会の調査で山田分屯基地を拝見させていただきましたが、ロシアの爆撃機であるとか、頻繁に往来しているという状況にあります。やはりこういうことを鑑みますと、日米同盟は基軸としてしっかりと強化していかなければならないというのが私の立場です。

それから、このパラグラフごとに見てみますと、オスプレイ以外の飛行事故についても記載されていますが、これも逆に米軍機でなければ事故率がどうなのだという話にもなるわけです。日米同盟がしっかりしているから、事故についても明らかにされて情報公開がされているということも、しっかり押さえておかなければならないと思います。

それから、最後のパラグラフについて、私が納得できないのは、USマリンについて、殴り込み攻撃を任務とする部隊と知られているとされていますが、これは非常にうがった見方だと思います。海兵隊については、さまざまな見方があるでしょうが、世界の安全のために先乗り隊として機能し、米国民にとって誇りとしているような部隊ですから、このようなことを事象に上げて訓練を計画中止、撤回しろというのは、非常に無理がある論拠であると思っております。

結論を申しますと、今回の日米共同訓練については、東アジア地域において、我が国の安全をしっかり担保する上でも必要であり、また、オスプレイの飛行については、足らざる部分については日本政府、または自治体としても、しっかりとその点を指摘し、要請をするべきだと。ただし、飛行を中止するということについては、訓練全体にかかわる問題ですから、そこまではなかなか困難であろうと思います。

それから、沖縄県を中心に、今東アジアの安全を守る基地となっているわけですが、冒頭に説明がありましたように、沖縄県外における訓練を増加させるための機会というふうに書いてありますが、これは沖縄県民に対する負担軽減もあわせ持っていますので、沖縄県民の皆様が基地の集中によってさまざまな負担を強いられていることも事実であり、これを何とか是正をしていかなければならないというのが私の考え方です。

今中国が、尖閣諸島についてなど、いろいろな国事情により仕掛けをしてきておりますが、やはり私たちは毅然として日本の領土を保全し、また北朝鮮からの脅威についても現実的な対応をしっかりしていかなければならないという思いでおりますので、本請願については、私は不採択という意思を表明させていただきます。

○佐藤ケイ子委員 先ほども申し上げましたが、私はこれを採択すべきと思っております。

この間、北海道でも熊本県でもそうですが、共同演習がなされる場合に、大規模演習になってきているということだそうです。北海道では2,000人規模ということで米海兵隊の増強がなされ、今までにない規模で行われているとのことですが、これがどんどん拡大されていくのではないかという不安が国民の中にはあります。

ですので、北海道でもそうですが、関係自治体ではオスプレイを訓練参加させないように求めていたというようなことや、熊本県でも、この資料にもあるとおり、共同訓練の実施に関し県から要望を出しているというようなこともありますので、共同訓練が発表された際には、私は岩手県からもこういう要望を出すべきであると考えております。

また、オスプレイの問題は、事故率が確実に高いということがありますので、なるべくオスプレイの参加を抑制させるべきだと考えております。紛争を解決する手段として、武力による威嚇とかを行わないという憲法の精神もありますので、こうした軍事行動訓練は縮小させるべきと考えております。

そして、こういう訓練が拡大すればするほど、オスプレイの訓練が常態化することにつながっていきますので、この請願を採択するべきと考えております。

○**軽石義則委員長** そのほかにございませんか。

○**関根敏伸委員** 項目ごとの採決をお願いしたいと思います。

○**軽石義則委員長** そのほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

ただいま、採択、不採択、項目ごとに分割するという御意見がございました。この取り扱いについてはいかがいたしますか。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**軽石義則委員長** 再開します。

それでは、請願の取り扱いについて、一括で採択すべきという方。

○**千葉伝委員** 決め方を決める。

○**軽石義則委員長** 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**軽石義則委員長** 再開します。

それでは、項目別の採択をするかどうかについて採決をいたします。

項目別採択に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**軽石義則委員長** 起立少数であります。一括採決の方法で進めたいと思います。

本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**軽石義則委員長** 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

以上をもって、付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○八重樫放射線影響対策課長 午前中に御審議いただきました議案第21号の審査におきまして、千葉伝委員及び工藤大輔委員から御質問があった件について、お許しいただければ資料をお配りして御説明したいと思いますので、よろしくお取り計らい願います。

○軽石義則委員長 ただいま執行部から資料の配付の申し出がありましたので、これを許します。

〔資料配付〕

○八重樫放射線影響対策課長 お配りしました資料は、今回和解提示額に係る賠償請求額についてでございます。

午前中御説明しました全額賠償可、一部賠償可、全額賠償不可の区分に基づきまして請求額を提示しております。

全額賠償可の部分につきましては、提示額は全額ですので、516万5,000円となります。

一部賠償可につきましては1億1,018万7,000円であり、これに対する提示額は4,513万5,000円ということになっております。この4,513万5,000円の内訳でございますが、繰り返しになりますが、基準値を超過していない牧草地の除染費用が2,370万円、そして放射性物質の除去、低減に関する実証事業が950万円、ゴルフ場利用税の減収額が850万円、そのほか事業に係る事務経費ですとか旅費等の分で343万円となりまして、請求額に対しては41.0%となります。

最後に、全額賠償不可につきましては、5,897万5,000円を請求いたしましたが、相当因果関係がないとして認められなかったものでございます。

○軽石義則委員長 今の説明については、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 それでは、この際何かございませんか。

○飯澤匡委員 ILCの進捗ぐあいについてお伺いいたします。

新聞では、新たな部会をつくって、さらに研究を進めるという報道があり、一定程度理解が進んでいるというような思いがしますが、一つ懸念することとして、ステージングによって全長が31キロメートルから20キロメートルになったということについて、とり方によっては規模縮小だという考え方が、政府内でもそのようにちょっと歪曲されたような形で進んでいるのではないかと懸念する御意見もあるというふうに聞いております。その点について、どのような情報を持っていますか。どういう状況にあるのか、把握しているのであれば、お知らせいただきたいと思えます。

○佐々木理事兼科学ILC推進室長 報道でも31キロメートルから20キロメートルに縮小されたと表現されておりますが、これにつきましては、もともとヒッグス粒子がどのレンジで発見できるかがわからないということから31キロメートルと設定されており、10年前に検討された計画が31キロメートルであるということでございます。その間にヒッグス粒子が125というレベルで発見されたことから、ヒッグス粒子を詳細に研究するには20キロ

メートルで可能になるというような研究や発見の進捗により、必要な研究装置として20キロメートルからスタートさせるという考え方になっております。単に縮小した、それによって研究ができなくなるのではないかという意見が確かに聞こえてくるのも事実であります。その点につきましては、超党派の国会議連等も開催される予定と聞いております。さまざまな関係者には、そういう誤解を解くような働きかけがあるものと承知しております。

**○飯澤匡委員** やはりとり方によっては、政府内での国会の予算の政府内での奪い合いですから、その点は、岩手県民の立場からしっかりと情報発信していただきますようお願いしたいと思います。

2点目は、出資法人等に係る決算の状況についてです。I G Rについてはこれまでも議論があったとおりでありますが、地元紙では黒字のものが一転して赤字になったと報道されましたが、非常にずさんな経営だと私は思っています。今年度は、あす取締役会があると聞いております。県には過半を超える株を持っている立場から監督責任があるということも、私も機会を通じて指摘をさせていただいておりますが、県では今年度の決算の状況についてどのように把握しているのか。あす発表されると思いますが、事前にどのような情報が伝わっているのか、その点についてお知らせいただきたいと思っております。

**○渡辺交通課長** I G Rの平成29年度の決算見込みについてですが、ただいま飯澤委員からお話がありましたとおり、あす取締役会がI G Rで開催される予定となっております。その中で、平成29年度の決算見込みの報告があると聞いております。県では、事前に概要の説明は受けておりますが、やはり取締役会の開催前でございますので、詳細な答弁については控えさせていただきます。

ただ、赤字が懸念されるということもございまして、I G Rの取り組みでは、昨年度の赤字は、寝台特急の運行終了に伴う旅客運輸収入の減、それに加えまして貨物線路使用料の減、これは対象経費や客貨比率の変動によるものがございまして、それと寝台特急の終了に伴う減、あるいは減価償却費の増加というのは今年度も同じような状況でございます。

大変厳しい状況ではございますが、I G Rでは旅客運輸収入の確保に向け、企画切符の販売、駅舎改修による利用環境の整備など、利用促進の取り組みを進めており、収支改善に努めていると認識しております。

**○飯澤匡委員** 鈴木副部長兼地域振興室長兼台風災害復旧復興推進室長にお聞きします。監督責任という観点で、県はこの間どのような指導をされてきたのかを具体的にお示しください。

**○鈴木副部長兼地域振興室長兼台風災害復旧復興推進室長** どのように指導監督をしてきたのかということですが、御案内のとおり、ことしの4月に不祥事等があって御迷惑と御心配をおかけしたところであり、その後改善策ということで、社内でさまざまな取り組みを行っております。その中で、経営の健全化という観点では、予算と決算の管理がきちんと行われていなかったということがありますので、その積み上げの精度、予算や決算をする際の精度を高めるよう、業務改善チームで検討する中で、内部で議論してい

ただくように指導いたしまして、現在は、予算を立てるときの積み上げのやり方、あるいは決算のときの会計処理のやり方といったところを精査しながら着実に取り組みを進めていただくように指導しているところでございます。

今後におきましては、予算、決算の管理は適正に行われるようになってくるというふうを考えておりますし、県としても、予算と決算の管理の適正化の精度を高めるよう引き続き指導してまいりたいと考えております。

**○飯澤匡委員** 実は、私は学校を出てから4年間、民間会社に勤めていたのですが、ことしの株主総会で会計の評価基準が、会計事務所が変わってがらっと変わった。それで含み損の部分については、これを明らかにしないと会社としての責任がとれないということで、かなり蓄積されたところを明らかにされて相当額の赤字が出た。これをもって会長、社長の職にあったものは辞任です。辞任に追い込まれた。民間ではこういう状況なのです。

今回似たような状況にあって、処分として適正であったのかどうか。処分という言葉を使うと、何で処分なのだと、6月定例会でそのような答弁をされましたが、そういうのが普通の感覚であって、第三セクターであるがゆえに、県の指導監督をさらに厳しくしていかなければならないと思っているわけです。

この件については、きょうはこのぐらいにしておきますが、今の菊池社長は、着任から大体3年が過ぎたので退任されるというふうに伝えられていますが、社員の間では、常勤監査役になるか、もしくは私は会長になるから、社員はこれからも言うことを聞けというようなことをうそぶいているようですが、そういう情報について把握していますか。

**○鈴木副部長兼地域振興室長兼台風災害復旧復興推進室長** ただいまの社長の処遇等について、私どもとしては承知しておりません。

**○飯澤匡委員** 何回もだんだんそういう話をしていると、ちょっと方向性が違ってきますので、いずれ経営体制が内外からそういう指摘を受けているということは、皆さん方も重々御案内のとおりだと思いますので、しっかり監督責任を果たしていく以外にはないわけですから、事あるごとにこの点についての質問をさせていただきたいと思っています。

最後になりますが、被災地の産業復興について、この間東日本大震災津波復興特別委員会で大槌町を視察いたしましたが、東関東からも企業が進出されており、その点については非常にうまくいっているのかなというふうに思います。評価レポートを見ても、県が行っている洋上風力であったり、点としてはいろいろな成果が上がっているように出ていますが、何回もこのことは指摘をさせていただいていますが、この震災を機に、面として産業育成をどうするかと。これは、政策の根幹にかかわる問題だと思っておりますが、それがなかなか見えてこないのです。

ILCという大きな期待もございまして、それはそれで、これからいろいろと発展させる努力をしていかなければならないわけですが、心配なのはこれからまちをつくる若い人たちの中には、震災を機にふるさとを離れ、所得を求めて便利な地区に移転をしていく方々がいるということです。

それに、これから学校を出てふるさとを離れる方も出てくる。そういう人たちをいかにふるさとにとどめていくかということ、やはり真剣に考えていかなければならない。これは、産業の再生だけではなくて、新産業の創出であったり、広域的な産業振興、産業を興すということについて、これも何回も指摘をさせていただいていますが、県の広域振興局などが戦略拠点となっていくべきというふうに考えていますが、これもなかなかそういう形が見えてこない。

被災地の市町村長に、県からそのような広域的な産業の育成について何か提案がありましたかということも聞いても、なかなかいい答えは返ってこない。確かにポイントポイントでは、釜石港のガントリークレーンがあったり、三陸沿岸道路の快進撃があったり、宮古港のフェリー航路の開設があったりするわけですが、系統的、根本的に人口の社会減、そして若い人たちがふるさとに定住できるような施策をちゃんと打っているかどうかということについては、県の産業施策にいささか物足りない面があると思っていますが、県では、いやそうではないのだと、こういうような形でやっている。

確かに三陸創造プロジェクト等で計画は立てていますが、系統的にはなっていないと私は思っていますが、今後の産業政策のあり方についてどのように考えているのか。これは大きな根幹たる政策ですから、ちょっと大きな質問になりますが、方向性を示すだけでもいいですので、この点を確認させていただきたいと思います。

さきの6月定例会で、私は知事に、2020年以降の岩手県の産業について聞きましたが、まさにありきたりの答弁で、内容がなかなか見えてこなかった。当局としてどのようなことを考えているのか、その点についてもあわせてお伺いしたいと思います。

○小野政策監 飯澤委員からの御指摘のとおり、復興道路の整備、三陸鉄道による久慈一盛間の一貫経営、さらには宮古一室蘭間のフェリー航路が開通し、さまざまな交通ネットワークの展開が具体化してまいります。これは、三陸地域のみならず内陸部も含め、岩手県にとって非常に大きな経済的、社会的な変化であるというふうに受けとめております。

特に沿岸部においては、これまでそれぞれの市町村や県において、復興の取り組み、特にまちづくりが進められております。各市町村長からもお話が出ておりますように、今後はそれぞれの市町村をつなげ、広域としてどのように経済の振興を図っていくのかが重要なポイントになるというふうに考えております。

また、人口減少も大きな課題となっております。被災地もそうですが、全県的に労働力不足であるというようなことも言われております。長期的には、労働力不足にどのように対応していくかも、岩手県にとって、経済を考える上での大きな課題になると考えております。

したがって、今後10年、特に次期総合計画を考える上では、労働力不足、人口減対策といったこともございますので、地域経済を牽引する産業、半導体関連産業を初め、自動車関連産業、さらに農林水産業、観光、食の関係もございしますが、こういった分野で見込まれる労働力不足に、様々な技術が進む中でしっかりと対応していくことが重要と考え

ております。例えばAI、IoTなども活用した生産性の向上といったものが今後重要となってくると考えておりました、県といたしましても改善といったものを導入しながら、それぞれ地域の企業等に対して支援を行っているところです。

さらに、沿岸部の地域経済におきましては、復興の先を見据えた持続的な振興が重要ですので、長期的、広域的な視点に立ちまして、先ほど申し上げました交通ネットワークをうまく活用しながら三陸地域の振興を進めていくということが重要であると考えております。新たな人の流れ、あるいは物の流れが生じてまいりますので、それを活用し、そこで継続的な経済活動ができるような産業を推進していく。具体的にはインバウンドも含めた観光産業、あるいは水産業と相まって、水産加工業、食産業といったものが沿岸はベースになってくると思いますが、そういったことをさらに次期総合計画の中におきましても、地域としっかり議論をしながら見続けてまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 話がちょっと大き過ぎたので、具体的にお伺いしますが、そういう点において、復興局の産業再生課の範疇はどのようになっているのでしょうか。グループ補助金や政府の補助金をベースにした考え方ということによろしいのでしょうか。新たな新産業をつくるというのは、また別のセクションが担当しているということでしょうか。確認です。

○小原産業再生課総括課長 復興局の産業再生課ですが、復興の進捗に伴いまして、役割のほうも若干変わっているところがあると思いますが、復興局創設当時は、基幹産業である水産業の復興を第一に取り組んできたところがございます。そちらのほうはまだまだ課題は多いのですが、漁船等の復旧はかなり進んだということで、今大きな柱としておりますのは、国の制度である産業再生特区を活用した産業復興、それから県単事業のさんりくチャレンジ推進事業等を活用しまして、被災地における新事業、起業の取り組み等も推進しているところがございます。

○飯澤匡委員 わかりました。セクションとしてはそのようになっているわけですが、私が指摘したいのは、大胆な県の動きがないと人口の呼び起こしはなかなか難しいということです。震災の際、私の会社でも社宅を何戸かあけさせて用意をしたのですが、被災地のほうが需要が高くて、そういう方々はおいでにならなかった。ところが、一旦冷え込んできて、宮城県の県北などはほぼ復興関係の仕事は峠を過ぎましたから、今度は逆に既存の産業が、現状に対応するためにきゅっと締めてしまっている。特に運送業界等は、今まで自前で持っていたトラック等を自前で持たないで、単にフォワーディングだけをするという会社になっている。これでは、他県のこととはいえ、地域の産業復興ということにはならないというふうに思うわけです。

ですから、ただいま小原産業再生課総括課長からお話がありましたように、産業振興に国の補助金等を利用する、活用する、これは一番いい話ですが、それでは県としてどのような施策を持ってやっていくのかというのがなかなか見えてこないことに、私は非常に残念な思いを抱いているわけです。

何回も繰り返しになりますが、点としては、いろいろ行政評価レポートでも順調に推移

しているとなっていますが、果たしてこれが東になったときに、本当に若い人たちが定住するようになっていくのかどうか。これは、しっかり検証すべきだと思います。

三陸道についても、有用な面が強調されますが、逆に労働力が宮城県と行き来し、ボーダーレスになるということも考えていかなければならないでしょう。

横軸については、岩手県の方針もあり、なかなか整備されていないという状況もあって、逆に人の流れが宮城県等のほうに非常に行きやすくなっていくのではないかと。特に陸前高田市は、地域の産業をこれから見出すのは大変な地域ですから、陸前高田市のようなそういう壊滅的な被害を受けたところにこそ、象徴的な自然エネルギーの基地であったり、エネルギーの地産地消をつくる構想であったりといったことを県が主導してやるべきではないかと思うわけですが、その点について藤田政策地域部長はどのようにお考えですか。岩手県の特徴や次の総合計画にもかかわる問題ですので、所感があつたらお知らせ願います。

○藤田政策地域部長 被災地である沿岸地域の産業振興は、大変大きな課題であります。飯澤匡委員からもお話がありましたように、各地域でそれぞれの地域の特性を生かして、エネルギーの開発のお話もありましたが、そういったことに現在取り組んでいるわけですが、いかんせん南北に広い地域であるため、広がりを持たせていくということは非常に難しい課題です。現在進めていることをさらにいろいろ進めていくということと同時に、その地域での産業や振興ということをお考えすると、大きな目で見れば、とにかく消費を拡大するということが一番重要ではないかというふうに思っております。

消費を拡大するということは、まさにマーケットを拡大する、厚みを持たせていくということであり、そこから新しい産業が生まれてくるかもしれません。そのためには、何が必要なのかといえば、人がそこに集まるということが大事なのだらうと思っています。人が集まるということについては、定住人口がふえることがベストであると思いますが、消費するのは何も定住者だけではなく、観光客といった交流人口の拡大でふやすということもできるというふうに思っています。

さらに、広大な沿岸地域を全体的に考えたとき、特にその中間点である宮古市周辺にどっと人が集まって、そこから人の流れが広がっていくようなイメージからしますと、昨年度宮古港に14万トン級のフェリーが着岸できるポテンシャルがあるといった調査結果も出ましたが、そういった外航クルーズ船の誘致のようなことを実現させていく必要があると思いますし、またそれが実現できれば、大きな起爆剤になるのではないかと考えているところです。

○軽石義則委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております

す閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、若手警察職員の育成についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました本件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。